

土壌・地下水汚染に関する 対策事例及び管理要領等の 作成について

平成26年2月19日(水)
埼玉県環境部水環境課
土壌・地盤環境担当
星野 大起

既設の〔有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設〕

平成27年5月31日までに地下水汚染の未然防止対策を完了しなければならない
(A基準又はB基準に適合させる必要あり)

費用はどれくらいかかるのか

用意しておくべき書類には何を記載すればよいのか

施工期間はどれくらいなのか…etc

- ⇒ ① 実際の施工事例を紹介
② 管理要領・点検記録表を例示

目次

1 土壌・地下水汚染の対策事例について

- (1) 構造等の基準に適合するためのコストについて
(地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関する
マニュアル(第1.1版) 参考資料12)
- (2) 対策事例①～⑤

2 管理要領等の作成について

- (1) 管理要領の記載必須事項
- (2) 管理要領の作成例
- (3) 点検結果の記録・保存
- (4) 点検記録表の作成例

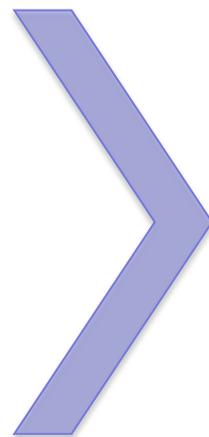
構造等の基準に適合するためのコストについて

地下水汚染の未然防止のための構造と

点検・管理に関するマニュアル(第1.1版) 参考資料12

高コスト

地下水汚染が
発生した場合の
事後対策費用
(数千万円～数億円
に及ぶ事例が多い)



低コスト

地下水汚染の
未然防止に
要する費用
(数十万円～数百万円
程度と想定される)

予め防止のための措置を講じることが事業者の負担費用の軽減につながる、との考えのもとで対策を検討することが重要

概算施工単価の例

工種		概算施工単価	施工規模など
コンクリート床設置		約13,000 (円/m ²)	縦10m×横10m×厚0.3m程度
床面被覆	ビニルエステル、不飽和ポリエステル、エポキシ、ウレタン樹脂	単層	約1,400～5,000 (円/m ²)
		複層	約9,000～23,000 (円/m ²)
	フラン樹脂	重量物の移動がない場所	約26,000 (円/m ²)
		重量物の移動がある場所	約30,000 (円/m ²)
防液堤設置		約5,000 (円/m)	高さ0.2m、幅0.1m、施工延長40m程度
側溝設置		約1,500 (円/m)	深さ0.15m、幅0.15m、施工延長40m程度
配管用U字側溝設置		約5,000 ※材料費のみ (円/m)	—
地下タンク入替工事		約1,500～6,000万 (円/工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・一重殻タンクから、二重殻タンクに更新 ・10kL以下2～6基を、20～30kL1～2基に集約

(注) 上表注の施工規模は、試算のために仮に設定した値であり、施工にあたっては、
 実際の規模に応じた施工単価を用いて工事費を検討する必要があります

概算施工費用の試算例

◎ 屋外に設置された貯蔵タンクに、コンクリート床、防液堤等を設置し、それらの表面を被覆した場合を想定

◎ 工種別の概算施工費用(例)

① コンクリート床

$$25\text{m}^2 \times 13,000\text{円}/\text{m}^2 = 325,000\text{円}$$

②-1 防液堤設置

$$20\text{m} \times 5,000\text{円}/\text{m} = 100,000\text{円}$$

②-2 側溝設置

$$20\text{m} \times 1,500\text{円}/\text{m} = 30,000\text{円}$$

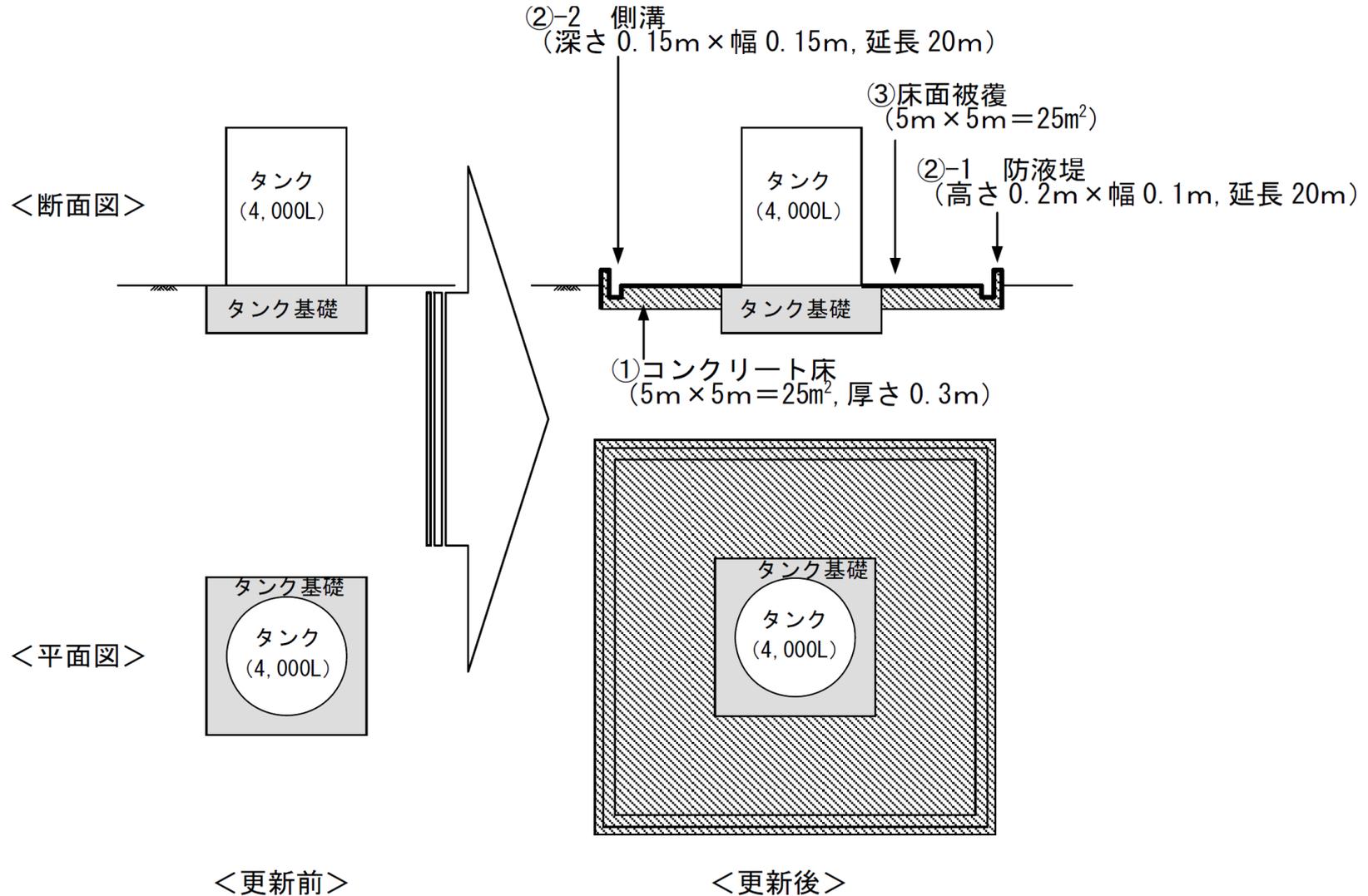
③-1 床面被覆(不飽和ポリエステル樹脂(単層))

$$25\text{m}^2 \times 3,000\text{円}/\text{m}^2 = 75,000\text{円}$$

③-2 床面被覆(フラン樹脂(重量物の移動がない場合))

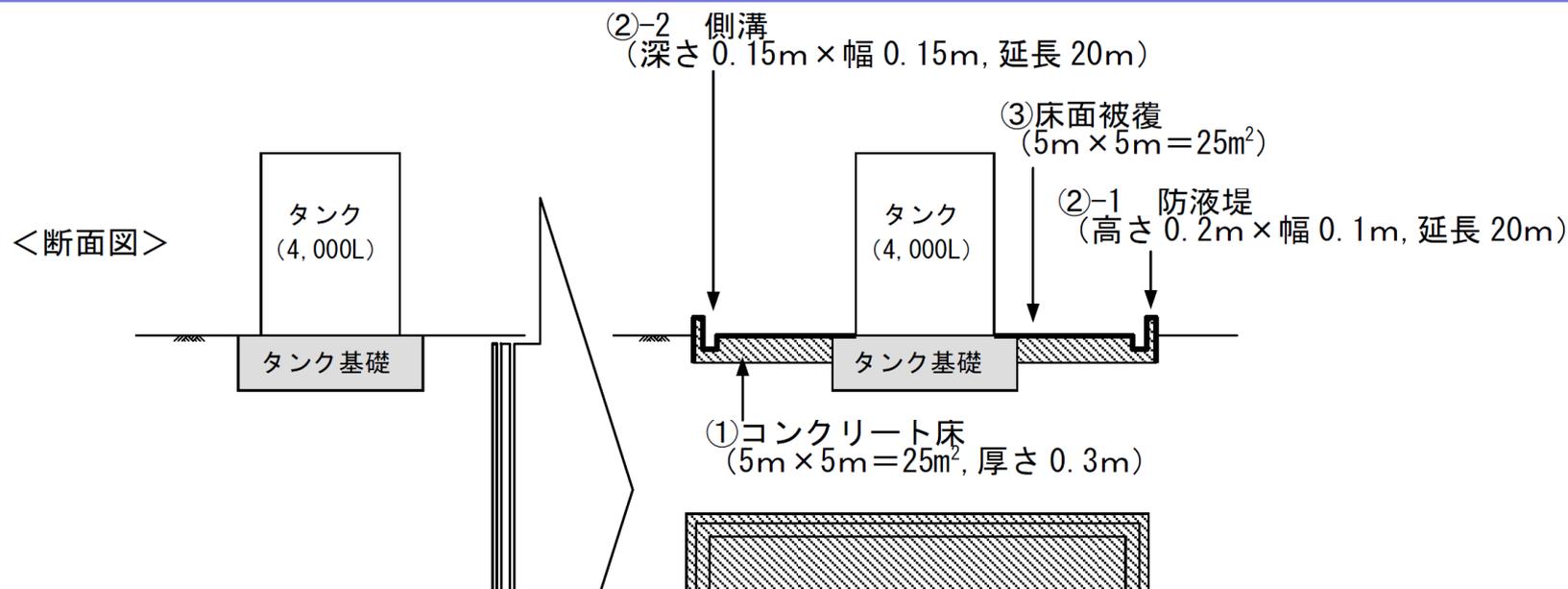
$$25\text{m}^2 \times 13,000\text{円}/\text{m}^2 = 650,000\text{円}$$

概算施工費用の試算例



(注) 上記は、未然防止措置と汚染後の浄化対策のコストを比較する目的で作成した試算例である。

概算施工費用の試算例



コンクリート床、防液堤を設置し、フラン樹脂（重量物の移動がない場合）で被覆した場合

$$(\textcircled{1} + \textcircled{2}-1 + \textcircled{3}-2) = \underline{\text{約 110万円 (直接工事費)}}$$

<更新前>

<更新後>

(注) 上記は、未然防止措置と汚染後の浄化対策のコストを比較する目的で作成した試算例である。

【参考】対策費用の事例（抜粋）

対策工法	汚染および対策の概要	対策費用
地下水揚水法および 土壌ガス吸引法	<ul style="list-style-type: none"> ○適用対象: クリーニング事業所／テトラクロロエチレンによる地下水汚染（基準の約1,000倍）／汚染面積: 約500m²、汚染深度: 20m ○適用効果: 実施中 ○所要期間: 対策開始から10年以上 	初年度1,400万円、2年目以降は毎年度約700万円/年（ランニング・メンテナンス・モニタリングコストを含む）（10年で約7,700万円）
土壌ガス吸引法	<ul style="list-style-type: none"> ○適用対象: 給油所／ベンゼンによる地下水汚染（基準の約8倍）／汚染面積: 約25m²、汚染深度: 2～14m ○適用効果: 基準以内に浄化 ○所要期間: 22日間（水蒸気と空気の混合気体を浄化対象範囲に注入し、土壌を加熱することによってVOCs等の揮発速度を高め、土壌ガス吸引による浄化効率を高める工夫と地下水揚水法も併用） 	約700万円
フェントン法	<ul style="list-style-type: none"> ○適用対象: 化学工場敷地／テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンによる土壌汚染（基準の約13倍）、地下水汚染（基準の約200倍）／汚染面積: 約1,400m²、汚染深度: 5～14m ○適用効果: 基準以内に浄化 ○所要期間: 6ヶ月（その後に浄化後の地下水モニタリングを実施（2年間）） 	約8,000万円
好気性 バイオレメディエー ション	<ul style="list-style-type: none"> ○適用対象: 給油所／ベンゼンによる土壌汚染（基準の約100倍）と地下水汚染（基準の400倍）／汚染面積: 約300m²、汚染深度: 9m ○適用効果: 基準以内に浄化 ○所要期間: 18ヶ月 	7,500万円

※ エアスパーキング法等の施工費用事例については、マニュアル 参12-4に記載

対策事例 ①

○対策目的

湿式集塵機の循環水(有害物質を含む水)の流出防止

○対策内容

- ・ 設備全体を防液堤内に收容させる形で防液堤を設置
- ・ 防液堤内に集水マス、漏液センサー、補給水遮断弁を設置

○施工面積 約12m² 施工期間 約3週間

○対策時に工夫した事項

市販の物置を利用し改造することにより、集塵機室の外に設置されていた循環水ポンプを防液堤内に收容した

対策事例 ①

—循環水ポンプ—
(集塵機室屋外に設置)



施工前

—湿式集塵機—

この辺りに循環水ポンプが設置



市販物置を改造して
循環水ポンプを收容



施工後

集水マスと漏洩
センサーを設置

防液堤を設置



○対策に要した費用 約65万円

〔 土建工事費 30万円
配管工事費 25万円
電気工事費 10万円 〕

対策事例 ②

○対策目的

- ・ 配管部における有害物質を含む水の漏えい防止
- ・ 漏えい点検の簡素化

○対策内容

- ・ U字溝内部に耐薬品性の高い塩ビ製の排水管を設置

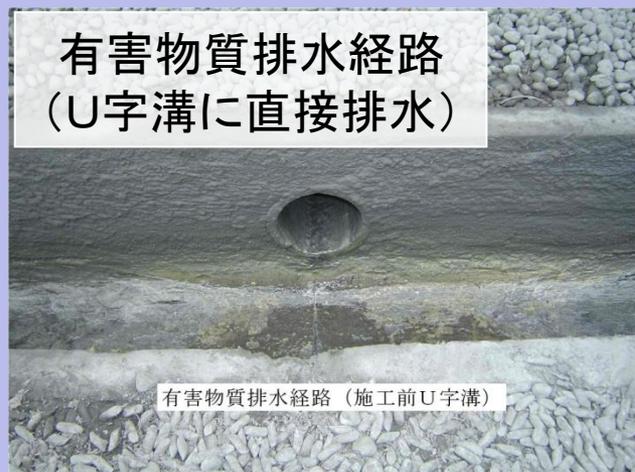
○施工区間 約12m 施工期間 約6日間

○対策に要した費用 約200万円

（ U字溝：2,000mm × 540mm（厚み70mm） 6基
塩ビ管：φ 100mm 12m
塩ビ製のマス：15ヶ所（施工区間に付随する部分） ）

対策事例 ②

施工前



U字溝の内部に塩ビ管を設置し、二重構造とした(目視点検を簡素化)



施工後



対策事例 ③

○対策目的

- ・ 配管部における漏えい点検の簡素化
- ・ 水圧試験による漏えい検査に対応

○対策内容

目視による漏えい点検が困難であったため、目視と同等以上の点検方法として水圧試験法を採用し、専用の配管及び開閉弁を設置

○施工区間 約100m 施工期間 3日間

○対策に要した費用 約90万円

対策事例 ③

漏えい点検が
困難な区間
(約100m)

有害物質を
含む排水



有害物質の
処理槽

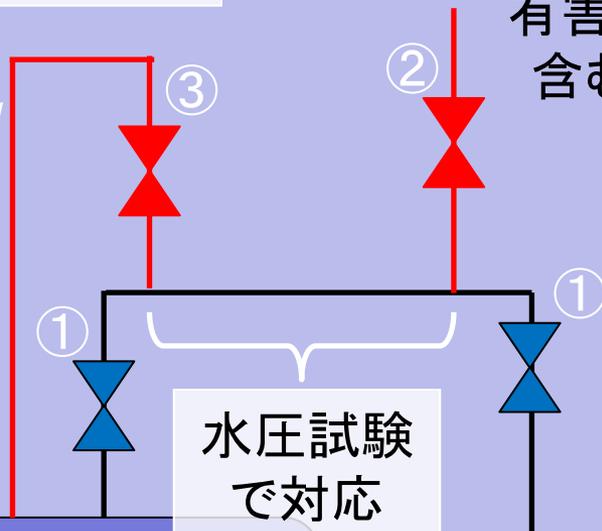
地下タンク

施工前

水圧試験用
の水抜き管

水圧試験用の
水注入口

有害物質を
含む排水



有害物質の
処理槽

地下タンク

施工後

対策事例 ④

○対策目的

有害物質貯蔵指定施設からのアンモニア水の流出防止

○対策内容

アンモニアタンクの床面にコンクリートを打ち込み、その上部に防液堤を設置

施工前



施工後



○施工面積 6.5m² 施工期間 5日間

○対策に要した費用 27万円

対策事例 ⑤

○対策目的

地下配管及び地下ピットからの廃液漏えいによる土壤・地下水汚染の防止

○対策内容

- ・ 地下配管を地上二重配管に改修
- ・ 地上配管化に伴う地下ピットにおける揚水ポンプの設置
- ・ コンクリート製の地下ピット壁面を不浸透性及び耐薬品性の塩ビ樹脂板で被覆

○施工部分 <配管> 13m <地下ピット> 55m²

○施工期間 <配管> 4日間 <地下ピット> 14日間(7日×2工区)

対策事例 ⑤

施行前

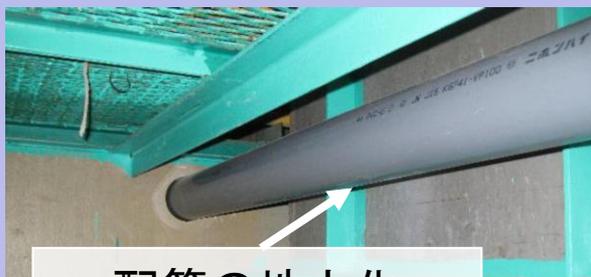


地下配管



地下ピット

施行後



配管の地上化
(VPφ 100、VPφ 75
の二重管)



塩ビ樹脂板で
被覆した
地下ピット



揚水ポンプ



対策事例 ⑤

○対策に要した費用

〈配管の地上化〉 104.6万円

材料費 73万円 (塩ビ配管等、揚水ポンプ、水位レベル監視制御盤)

工事費 31.6万円 (配管内調査、汚泥処理、配管工事(13m)、電気配線工事)

〈地下ピットの被覆〉 358万円

工事準備費 54万円 (汚泥収集・処理費、タンクローリー)

材料・工事費 304万円 (塩ビ樹脂板溶接工事)

○対策時に工夫した事項

- ・ 配管を地上化させた上で二重配管とし、漏えいを防止
- ・ 4基の地下ピットを2工区に分け、操業を止めずに施工

2 管理要領等の作成について

(1) 管理要領の記載必須事項

作業や運転上の遵守すべき事項(規則第8条の7第1項)

- ①有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うこと
- ②有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと
- ③有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

①～③を遵守するための具体的な方法、使用の方法に関する点検の方法・点検回数(1回以上/年)を定めた管理要領が明確に定められていることが必要(規則第8条の7第2項)

(2) 管理要領の作成例

管理要領(作成例)の注意事項

○法律に規定のある必要最低限の項目のみ記載
(記入例についてはイメージです)

○各事業場において、施設の運転マニュアルや現行の作業手順書等の中で遵守する必要のある項目をリストアップし、必要に応じて追加修正した上で記載することも可

○使用方法が同一の施設や一連の施設等をまとめて規定することも可

管理要領 (作成例)

水質汚濁防止法施行規則第8条の7第2号で定める管理要領を下記のとおり定める。

工場又は事業場における施設番号※1	2							
施設の種類	66 (電気メッキ施設)							
有害物質の種類※2	六価クロム							
使用の方法の遵守するべき事項等	イ	<p>有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>○具体的な作業手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補給口に補給用ホースが適正に接続されていることを確認 ・ 施設内タンクの容量を確認しながらメッキ液を補給 ・ 補給量の確認 <p>○作業手順からの逸脱の有無を点検する方法及びその点検頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補給時のチェックシートを6ヶ月に1回確認 						
	□	<p>有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>○具体的な作業手順 (運転基準等)</p> <table border="1"> <tr> <td>作業前</td> <td>・ 施設内タンクの液量を確認、記録</td> </tr> <tr> <td>作業中</td> <td>・ 施設の運転マニュアルに従って作業を実施</td> </tr> <tr> <td>作業後</td> <td>・ 施設内タンクの液量を確認、記録</td> </tr> </table> <p>○作業手順からの逸脱の有無を点検する方法及びその点検頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液量の記録を6ヶ月に1回確認 (液量の減少が一定か) ・ 担当者の現場作業を、責任者が年1回確認 	作業前	・ 施設内タンクの液量を確認、記録	作業中	・ 施設の運転マニュアルに従って作業を実施	作業後	・ 施設内タンクの液量を確認、記録
	作業前	・ 施設内タンクの液量を確認、記録						
	作業中	・ 施設の運転マニュアルに従って作業を実施						
作業後	・ 施設内タンクの液量を確認、記録							
ハ	<p>有害物質を含む水が漏えいした場合には、ただちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること。</p> <p>○具体的な作業手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すぐに補給を中止 ・ 流出したメッキ液をすぐにウェスで拭き取り、産業廃棄物として適正に処理 ・ 社内危機管理マニュアルの〇〇ページの手順に従う <p>○作業手順からの逸脱の有無を点検する方法及びその点検頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい時の対応の周知徹底、是正を目的とした社内研修を年1回実施 ・ ウェスの保管状況を年1回確認 							
	作業手順からの逸脱に伴う、有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無についての点検の頻度	6ヶ月に1回						

※1 複数施設がある場合は必ず記載。同様な使用・点検を行う施設は一つの枠に1～5のような記載も可

※2 施設において製造、使用、処理又は貯蔵を目的とする有害物質を記載

(2) 管理要領の作成例

管理要領（作成例）

水質汚濁防止法施行規則第8条の7第2号で定める管理要領を下記のとおり定める。

工場又は事業場における施設番号※ ¹	2
施設の種類	66（電気メッキ施設）
有害物質の種類※ ²	六価クロム

対象となる施設を明記
（施設の識別に必要な事項を規定）

イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

規則第8条の7第1項の遵守事項

○具体的な作業手順

- ・ 補給口に補給用ホースが適正に接続されていることを確認
- ・ 施設内タンクの容量を確認しながらメッキ液を補給
- ・ 補給量の確認

○作業手順からの逸脱の有無を点検する方法及びその点検頻度

- ・ 補給時のチェックシートを6ヶ月に1回確認

遵守事項に適合するための具体的な使用の方法、点検の方法及び点検頻度（1回以上／年）を明記

□ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

○具体的な作業手順（運転基準等）

作業前

- ・ 施設内タンクの液量を確認し記録

作業中

- ・ 施設の運転状況を確認し、異常発生時は作業を中止

使用の方法の遵

既に規定されている社内管理用の確認事項一覧等の併用も可

(2) 管理要領の作成例

法の遵守すべき事項等	<ul style="list-style-type: none"> 施設内タンクの液量を確認、記録 	}	必ずしも作業前・中・後に分ける必要はない
	作業中 <ul style="list-style-type: none"> 施設の運転マニュアルに従って作業を実施 		
	作業後 <ul style="list-style-type: none"> 施設内タンクの液量を確認、記録 		
	○作業手順からの逸脱の有無を点検する方法及びその点検頻度 <ul style="list-style-type: none"> 液量の記録を6ヶ月に1回確認（液量の減少が一定か） 担当者の現場作業を、責任者が年1回確認 	}	確認頻度は事項ごとに異なっても可
ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、ただちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること。			
	○具体的な作業手順 <ul style="list-style-type: none"> すぐに補給を中止 流出したメッキ液をすぐにウェスで拭き取り、産業廃棄物として適正に処理 <u>社内危機管理マニュアルの〇〇ページの手順に従う</u> 		既存の社内管理マニュアル等を参照することも可
	○作業手順からの逸脱の有無を点検する方法及びその点検頻度 <ul style="list-style-type: none"> 漏えい時の対応の周知徹底、是正を目的とした社内研修を年1回実施 ウェスの保管状況を年1回確認 		
作業手順からの逸脱に伴う、有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無についての点検の頻度	6ヶ月に1回		

※1 複数施設がある場合は必ず記載。同様な使用・点検を行う施設についても同様の記載も可

※2 施設において製造、使用、処理又は貯蔵を目的とする有害物質を記載

※日常的な点検についても管理要領に位置づけることが望ましい

2 管理要領等の作成について

(3) 点検結果の記録・保存

記録しなければならない事項(規則第9条の2の3第1項)

- ①点検を行った施設 ※3年間の保存義務
- ②点検年月日
- ③点検の方法及び結果
- ④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

※点検は、施設・付帯する設備等・使用の方法等個別に行う必要あり

記録の努力義務事項(3年間、規則第9条の2の3第3項)

- ①異常等が確認された施設 ②異常等を確認した年月日
- ③異常等の内容 ④異常等を確認した者の氏名
- ⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(4) 点検記録表の作成例

点検記録表(作成例)の注意事項

○法律に規定のある必要最低限の項目のみ記載

(記入例についてはイメージです)

○構造、設備及び使用の方法に関する適合状況が施設(設備)ごとに異なるため、それに対応する点検内容及び点検頻度も施設(設備)ごとに異なる

(作成例は、県で作成した検査表(構造基準等判定シート)※の判定区分を活用)

※ 検査表(構造基準等判定シート)については
下記URLからダウンロード可

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/mizenboushi.html>

点検記録表(作成例)			
水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検結果を下記のとおり記録する。			
点検年月日 平成26年2月19日			
点検実施者		サイン 又は 印	
点検実施責任者		サイン 又は 印	
判定シートに基づく基準	工場又は事業場における施設番号	2	備考 (点検結果に基づいて講じた補修その他の必要な措置の内容等)
	施設の種類の	メッキ施設	
1. 施設の本体の床面及び周囲の構造等			
A-I	◎施設本体が設置される床面及び周囲		
	○床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 点検の方法 施設下を含む床面全体を目視で確認(年1回)	異常無し	
	○防液堤等のひび割れその他の異常の有無 点検の方法 防液堤の全体を目視で確認(年1回)	防液堤内側の1カ所でクラックを発見	当該クラック周辺において被覆塗装の補修を実施した
	◎施設本体		
	○施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 点検の方法 潜水試験(年1回)	異常無し	
	○施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無 点検の方法 潜水試験(年1回)	異常無し	
2. 配管等の構造等			
B-II	○配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 点検の方法 配管1~4、フランジ3箇所、ハVL3箇所を 目視にて確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
	○配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 点検の方法 配管1~4、フランジ3箇所、ハVL3箇所を 目視にて確認(6ヶ月に1回)	フランジ1カ所で 滲みあり	フランジの接合部のネジを 締め直した
	○トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 点検の方法 トレンチ全体を目視にて確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
3. 排水溝等の構造等			
B	○排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 点検の方法 目視による確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
	○排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無 点検の方法 目視による確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
4. 地下貯蔵施設の構造等			
A	○地下貯蔵施設の水の水位の変動の確認 点検の方法 潜水試験(年1回)	異常無し	
5. 使用の方法・点検結果の記録等			
A	○管理要領からの逸脱の有無 点検の方法 管理要領のとおり	異常無し	
	○管理要領からの逸脱に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無 点検の方法 管理要領のとおり	異常無し	

(4) 点検記録表の作成例

検査表(構造基準等判定シート)に基づく
判定基準(判定基準ごとに点検事項が異なる)

水質汚濁防止法第14条第5項の規定による

点検年月日 平成26年2月19日

点検実施者 サイン 又は 印
点検実施責任者 サイン 又は 印

点検実施者・点検実施責任者、点検年月日を明記

判定シート
に基づく
基準

工場又は事業場における施設番号	2	備考
施設の種類	メッキ施設	

対象となる施設を明記

1. 施設の本体の床面及び周囲の構造等

◎施設本体が設置される床面及び周囲

○ 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 点検の方法 施設下を含む床面全体を目視で確認 (年1回)	異常無し	
○ 防液堤等のひび割れその他の異常の有無 点検の方法 防液堤の全体を目視で確認 (年1回)	防液堤内側の1カ所で クラックを発見	当該クラック周辺において 被膜塗装の補修を実施した

施設(設備)ごとに点検
内容及び回数が異なる

A-I

◎施設本体

○ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 点検の方法 湛水試験 (年1回)	異常無し	
○ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無 点検の方法 湛水試験 (年1回)	異常無し	

点検結果に基づいて
講じた措置の内容を明記

点検の方法・結果を明記

2. 配管等の構造等

○ 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 点検の方法 配管1~4、フランジ3箇所、バルブ3箇所を 目視にて確認 (6ヶ月に1回)	異常無し	
---	------	--

(4) 点検記録表の作成例

B-II	○ 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 点検の方法 <u>配管1~4、フランジ3箇所、バルブ3箇所を</u> 目視にて確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
	○ 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 点検の方法 配管1~4、フランジ3箇所、バルブ3箇所を 目視にて確認(6ヶ月に1回)	フランジ1カ所で 滲みあり	フランジの接合部のネジを 締め直した
	○ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 点検の方法 トレンチ全体を目視にて確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
3. 排水溝等の構造等			
B	○ 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 点検の方法 目視による確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
	○ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無 点検の方法 目視による確認(6ヶ月に1回)	異常無し	
4. 地下貯蔵施設の構造等			
A	○ 地下貯蔵施設の水の水位の変動の確認 点検の方法 <u>湛水試験(年1回)</u>	異常無し	
5. 使用の方法・点検結果の記録等			
A	○ 管理要領からの逸脱の有無 点検の方法 管理要領のとおり		
	○ 管理要領からの逸脱に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無 点検の方法 管理要領のとおり		

必要な場合は、点検箇所を示した図を記録表に添付

湛水試験等の試験結果は、別紙等で記録・保管が必要

※他法令に基づく点検等と重複する場合、1つの点検等で他法及び水濁法に基づく点検を実施したものとみなせる。その場合、水濁法に基づく点検表を用意するか、又は水濁法に基づく点検に該当する項目であることの明示が必要

管理要領（作成例）

水質汚濁防止法施行規則第8条の7第2号で定める管理要領を下記のとおりに定める。

工場又は事業場における施設番号※1	2
施設の種類の	66（電気メッキ施設）
有害物質の種類※2	六価クロム
イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	
○具体的な作業手順	

点検記録表（作成例）

水質汚濁防止法第14条第5項の規定による点検結果を下記のとおり記録する。

点検年月日 平成26年2月19日

点検実施者	サイン 又は 印			
点検実施責任者	サイン 又は 印			
判定シートに基づく基準	工場又は事業場における施設番号 2	施設の種類の	メッキ施設	備考 (点検結果に基づいて講じた補修その他の必要な措置の内容等)
1. 施設の本体の床面及び周囲の構造等				
◎施設本体が設置される床面及び周囲				
○床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	点検の方法	施設下を含む床面全体を目視で確認（年1回）	異常無し	
2. 配管等の構造等				
○配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	点検の方法	配管1～4、フランジ3箇所、I/VL3箇所を目視にて確認（6ヶ月に1回）	異常無し	
B	点検の方法	目視による確認（6ヶ月に1回）	異常無し	
	○排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	点検の方法	目視による確認（6ヶ月に1回）	異常無し
A	○管理要領からの逸脱に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	点検の方法	管理要領のとおり	異常無し

○管理要領・点検記録表は、法令に規定されている事項及び各事業所の事業内容に合わせて、定めるべき事項を記載したものを、独自に作成することが望ましい

○点検記録表は、作成例の他に、別途点検要領を作成して点検結果のみを記載するような作成方法も可能

例示した管理要領（作成例）及び点検記録表（作成例）は、近日中に水環境課ホームページにて公開予定

※1 複数施設がある場合は必ず記載。同様な使用・点検を行う施設は一つの枠に1～5のような記載も可

※2 施設において製造、使用、処理又は貯蔵を目的とする有害物質を記載